令和６年３月１１日　総務文教委員会

総務部税務課

議 案 説 明 資 料

１　議案第３０号　田川市市税条例の一部改正について　・・・Ｐ１

議案第３０号　田川市市税条例の一部改正について

１　改正理由

令和６年能登半島地震災害に係る、地方税法の一部を改正する法律案が、令和６年２月１６日に国会に提出され、同年２月２１日に可決成立し、同日に公布、施行された。

これに伴い、田川市市税条例の一部を改正する必要が生じたため、所要の改正を行うものである。

２　改正内容

令和６年能登半島地震災害の被災者の負担軽減を図るため、個人住民税の特例措置を講じるもの。

具体的には、令和６年１月１日に発生した令和６年能登半島地震による災害により、住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、現行の制度では、令和７年度分の個人住民税（令和６年分所得）から雑損控除を行うこととなる。

しかし、当災害が広範囲において、生活の基礎となるような家財や生計の手段に甚大な被害が生じており、かつ、災害発生日が１月１日と令和６年度分個人住民税の課税期間に極めて近接していること等の事情を総合的に勘案し、臨時、異例の対応として、今回の改正により令和６年度分の個人住民税（令和５年分所得）において、その損失を雑損控除の適用対象とすることができる特例措置を設けるもの。

３　施行日　公布の日から施行を予定。

４　新旧対照表（別紙）

別　紙

○田川市市税条例（昭和２６年条例第４９号）新旧対照表（傍線の部分は改正部）

新（改正案）	旧（現行）
（令和６年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例） 第５条の２　所得割の納税義務者の選択により、法附則第４条の４第４項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第４項に規定する災害関連支出がある場合には、第３項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和５年において生じた法第３１４条の２第１項第１号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第３４条の２の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和７年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。 ２　前項前段の場合において、第３４条の２の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第４８条の６第１項に規定する親族の有する法附則第４条の４第	

新（改正案）	旧（現行）
４項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和７年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。 ３　第１項の規定は、令和６年度分の第３６条の２第１項又は第４項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第３６条の３第１項の確定申告書を含む。）に第１項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。 （特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例） 第６条　平成３０年度から令和９年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第４条の５第３項の規定に該当する場合における第３４条の２の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第１項」とあるのは「同条第１項（第２号を除く。）」と、「まで」とある	（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例） 第６条　平成３０年度から令和９年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第４条の４第３項の規定に該当する場合における第３４条の２の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第１項」とあるのは「同条第１項（第２号を除く。）」と、「まで」とある

新（改正案）	旧（現行）
のは「まで並びに法附則第４条の５第３項の規定により読み替えて適用される法第３１４条の２第１項（第２号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。	のは「まで並びに法附則第４条の４第３項の規定により読み替えて適用される法第３１４条の２第１項（第２号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。